

二本松市社会福祉協議会
ケアプランセンターにほんまつ運営規程

〔平成17年12月1日〕
規程第16号

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人二本松市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援（以下「居宅支援」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 職員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の選択に基づいて適切なサービスが受けられるよう計画・調整を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って二本松市、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する事業者等との綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスが提供できるよう、公正中立な立場で支援を行うものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

4 事業所は、居宅介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
二本松市社会福祉協議会 ケアプランセンターにほんまつ	福島県二本松市油井字濡石1番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	1名	職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
介護支援専門員	1名以上	要介護者の認定調査、居宅介護支援の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 営業日でない日及び営業時間外でも、電話等により24時間連絡可能な体制とする。

(居宅支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅支援の内容は、次のとおりとし、提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1) 相談場所 利用者自宅及び事務所等

(2) 課題分析票（アセスメントシート）

(3) サービス担当者会議（ケアカンファレンス）

(4) 居宅介護サービス計画書（ケアプラン）

(5) 利用者の同意 利用者又はその家族から同意を得る。

(6) 居宅訪問頻度（フォローアップ） 自宅訪問（月1回以上） 電話相談

(7) 前項の規定は、平成11年厚生省令第38号第13条に基づき、居宅支援の提供等を行うものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

二本松市地域境界からの移動距離1キロメートルにつき20円とし、移動距離が1キロメートル未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けるものとする。

4 法定代理受領に該当しない居宅支援に係わる利用料の支払いを受けた場合は、居宅支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した居宅支援提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、二本松市全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 職員は、居宅支援実施中に、利用者の病状に急変、事故等緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告をするものとする。

2 利用者及びその家族に対し、緊急時の対応について事前に助言等を行う。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は利用者の人権擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施

(2) 前1号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(3) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(4) 虐待防止のための指針の整備

(5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 事業所は、所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。また職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ

電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

4 退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

5 利用者やその家族からの苦情の申し出があった場合は、苦情受付担当者がその内容を記録するほか、苦情解決責任者へ報告し、第三者委員の助言や立会いのもと解決を図るものとする。また、二本松市や福島県国民健康保険団体連合会から求められた場合は、改善内容を報告する。

6 居宅支援業務において法律上の賠償責任を負った場合は、本会が加入している保険により補償する。また、その他居宅サービス提供による事故が発生した場合は、速やかにその対応を行いその記録をする。

7 事業所は、適切な居宅支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会と事業所の管理者が協議して定める。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。